

公共工事の品質確保について

公共工事の品質確保の促進に関する法律等 (通称、品確法)

公共工事を取りまく最近の動向

平成 5年12月	中建審「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」 * 背景: ・ゼネコン汚職問題 ・外国企業の参入問題
平成 6年 6月	一般競争入札方式、公募型指名競争入札方式の導入 * 一般競争入札(7.5億円以上)・公募型指名競争入札方式(2~7.5億円)等の導入
平成 7年 6月 平成 7年12月	「工事請負契約書の制定について」(最終:平成16年3月改正) WTO政府調達協定締結 * 建設市場の国際化の進展 ・国 工事: 450万SDR、設計: 45万SDR ・政府関係機関 工事:1,500万SDR、設計: 45万SDR ・都道府県等 工事:1,500万SDR、設計:150万SDR

公共工事をとりまく最近の動向

平成10年 2月	<p>中建審「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」</p> <p>～ 技術と経営に優れた企業が伸びられる 透明で競争性の高い市場環境の整備 ～</p> <p>入札契約制度の更なる改善</p> <p>* 多様な入札・契約方式の導入 (入札時VE・契約後VE・技術提案総合評価方式・設計施工一括発注方式)</p> <p>* 入札・契約手続の透明性の一層の向上 (経営事項審査の結果公表、資格審査格付結果の公表、予定価格の事後公表)</p>
平成10年 3月	土木工事検査技術基準(地方建設局の所管する土木工事)
平成12年 4月	土木工事監督技術基準(地方建設局の所管する土木工事)
平成12年12月	低入札価格調査制度による対象工事の重点調査を開始

公共工事をとりまく最近の動向

平成13年 4月	<p>「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」施行</p> <p>* 公共工事に対する国民の信頼確保と建設業の健全な発展 (透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底)</p>
平成13年 4月	請負工事成績評定要領の制定(地方整備局の所管する直轄工事)
平成15年 3月	公共事業コスト構造改革プログラム(H15→H19の5カ年間)
平成17年 4月	<p>「公共工事の品質確保の促進に関する法律」施行</p> <p>* H17. 8 品確法基本方針策定</p> <p>* H17. 9 直轄工事における品質確保促進ガイドライン</p>
平成17年 7月	<p>入札談合の再発防止対策について</p> <p>* 一般競争方式の拡大(2億円以上)</p> <p>* 総合評価方式の拡大と充実(金額ベース5割超目標)</p>
平成18年10月	一般競争入札の拡大(全ての工事が対象)
平成18年12月	「緊急公共工事品質確保対策」施行

公共工事の品質特性

公共工事の特性・・・一般の製造業には無い特徴

- ・ 単品受注生産～契約時点で工事目的物が存在しない
- ・ 現地生産～品質管理に工夫が必要
- ・ 不可視部分が多く不良があっても発見が困難
- ・ 不良品と判明しても取り替えることは著しく困難

公共施設の特徴

- ・ 不特定多数の国民が長期にわたり活用
- ・ 一般に施設の規模が大きく、工事段階及び管理段階において環境への影響が大きい
- ・ 施設のライフサイクルにわたる長期間の品質確保が必要
- ・ 公的機関によって公的資金を主たる財源として整備

一般の商品



価格競争により
よい調達が可能

土木構造物



能力競争が唯一の
よい調達への道

調達の必要性

マーケットによる評価

多数の消費者が品質、
価格の両面で評価

購入

品質と価格に優れた
商品の購入が可能

調達の必要性

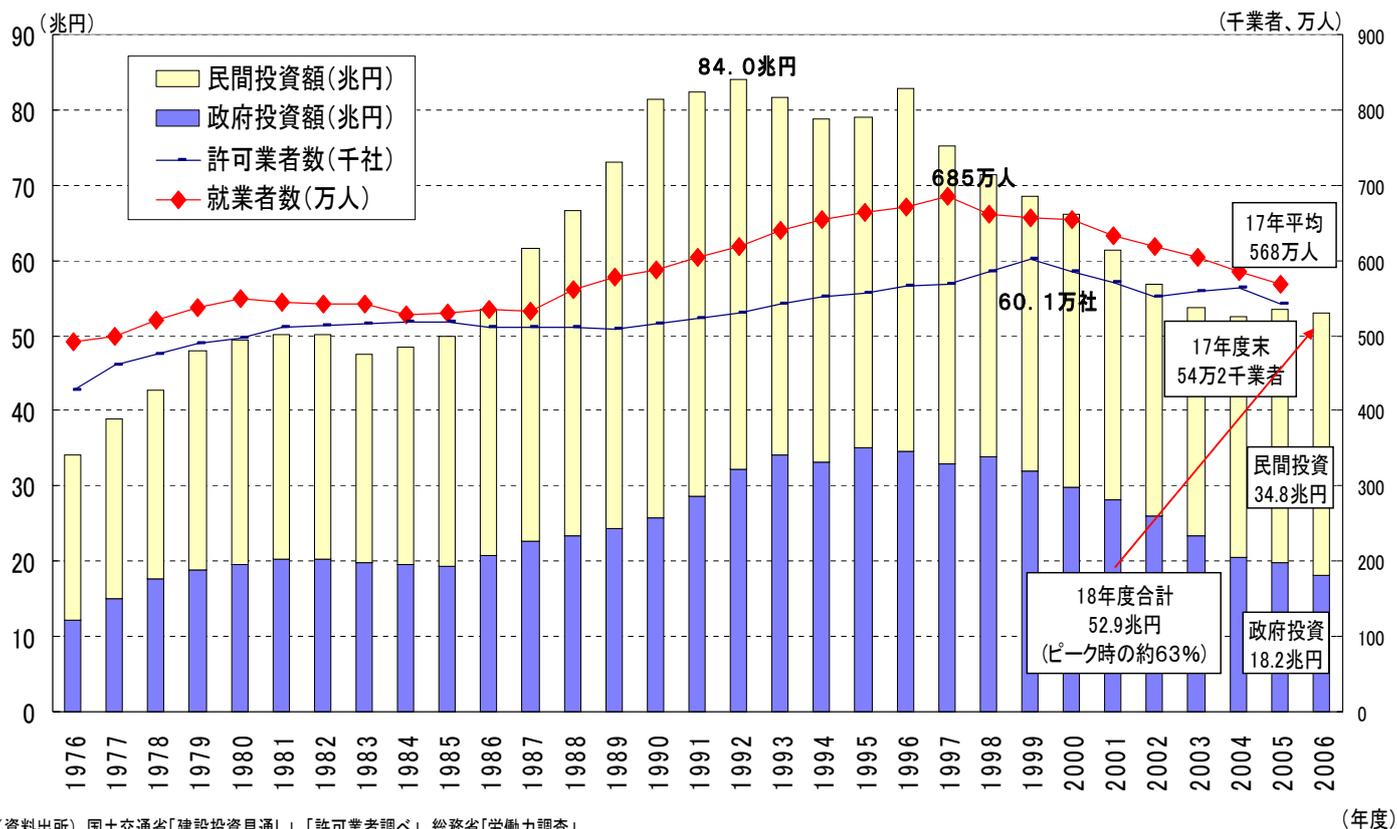
契約(購入)

購入時点では「仮」の品質

マーケットによる評価

完成後に台風や地震等に
耐えられるれかで評価

建設投資(名目値)、許可業者数及び就業者数の推移



(資料出所) 国土交通省「建設投資見通し」、「許可業者調べ」、総務省「労働力調査」
 注1 投資額の平成16年度、17年度は見込み、平成18年度は見通し。注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値。注3 就業者数は年平均。

現状認識

価格競争を基本とした制度
(価格一辺倒の競争)

建設投資額の減少
安ければよいという風潮

過剰供給構造

無審査一般競争入札の拡大

ダンピング受注やくじ引き落札の頻発

品質低下の懸念
善良な企業の疲弊
賃金不払い・労働条件の悪化

社会的要請

- ①公正な競争 (談合の排除)
- ②コストの縮減
- ③行政の効率化

公共調達の現状と社会的要請

品質確保の取組の必要性

○入札・契約制度の改革

- ・ 公正さの確保：一般競争入札の採用など透明性・客観性、競争性の向上
事前の資格審査が適切に行われないと施工能力に欠けるものが落札
無制限の一般競争では極端な低価格の受注に伴う品質の低下の懸念

○建設コストの縮減

- ・ 品質確保向上努力とあわせて考えなければ品質に対する懸念材料

○建設市場の国際化

- ・ 契約書、仕様書等の明確化と設計の完成度の向上が必要

○公共投資の縮減

- ・ 公共投資の縮減の中、過当競争によるダンピングの発生

○発注者の体制

- ・ 技術者の不足

社会的に大きな影響を及ぼす公共工事の品質不良

山形新聞 14. 11. 1

半分近く施工不良
舟形トンネル調査で判明
一部は二井宿第一も

山形新聞 朝刊(27)
平成 14年 11月 1日

中日新聞 15. 2. 18

10橋で落橋防止働かず
中部「手抜き工事」で調査

中日新聞 朝刊(27)
平成 15年 2月 18日

福島民友新聞 15. 4. 1

甲子大橋 西側工事ミス
橋げた10.9センチ傾く

福島民友 朝刊(27)
平成 15年 4月 1日

トンネルの一部区間において覆工コンクリート厚の出来形が不足

↓
補修工事により、片側交互通行規制が約1年間発生

橋梁橋脚の耐震補強用アンカーボルトの定着長不足

↓
落橋防止機能が働かず、大震災時に安全確保できないおそれ

アーチリブを連結する横支材の仕口の製作方法を誤り、橋桁が水平方向にずれ

↓
是正工事により、福島県南と会津を結ぶ甲子道路の供用が1年遅延。

『公共工事の品質確保の促進に関する法律』のポイント

公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化

- 公共工事は、物品調達とは基本的に異なり、その品質は目的物が使用されて初めて確認できるものであること、受注者の技術的能力によって品質が左右されること等を踏まえ、公共工事の品質確保に関する基本理念を定め、発注者の責務を明確化する諸規定を整備
- ・基本理念として、公共工事の品質は、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないこと等を規定
 - ・発注者の責務として、発注関係事務を適切に実施しなければならないこと、必要な職員の配置に努めなければならないこと等を規定

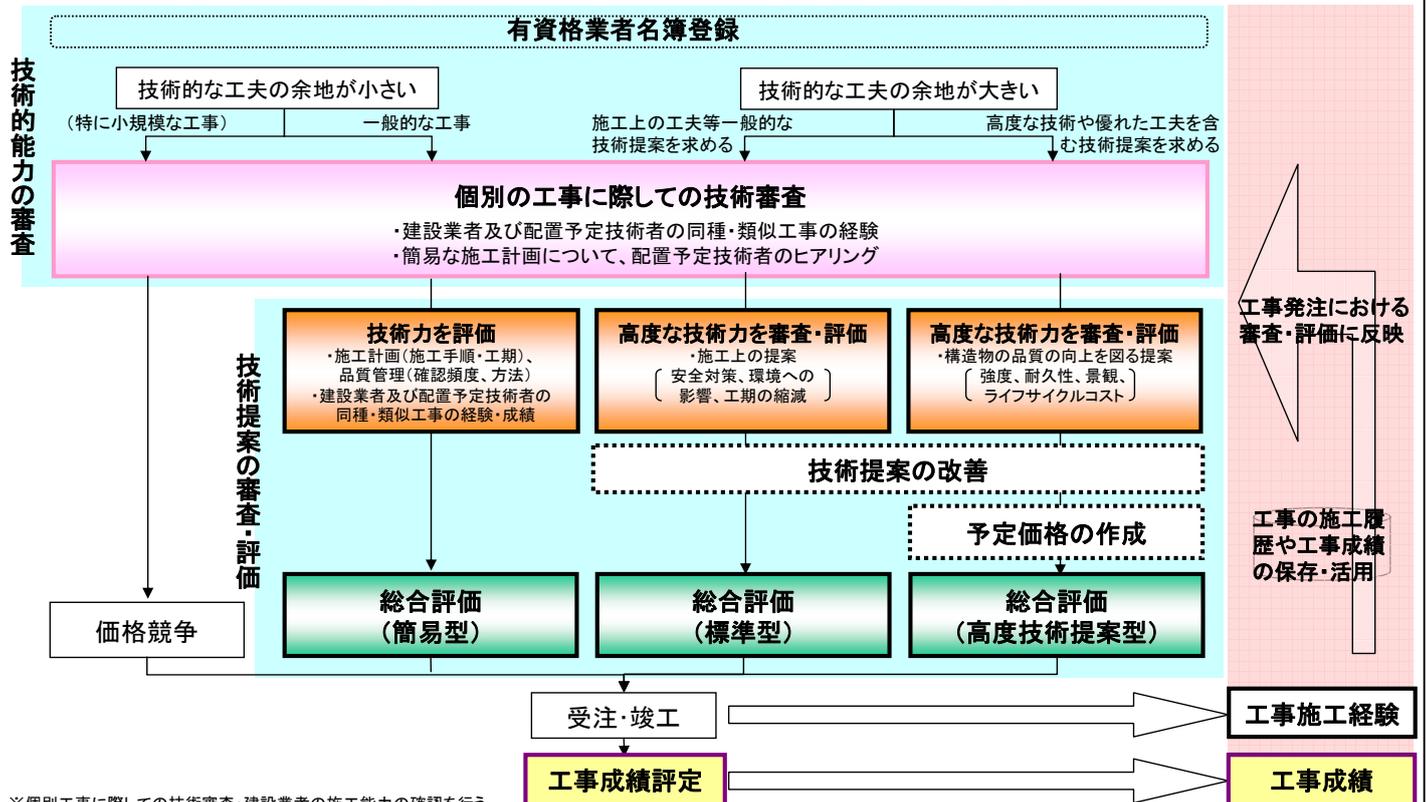
『価格競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換

- 『価格競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換を図り、公共工事の品質確保を促進するための諸規定を整備
- ・発注者は、競争参加者の技術的能力を審査しなければならないことを規定
 - ・発注者は、技術提案を求めよう努め、これを適切に審査・評価しなければならないことを規定
 - ・発注者は、技術提案について改善を求め、又は改善を提案する機会を与えること(技術的対話)ができることを規定
 - ・発注者は、技術提案の審査後に予定価格の作成が可能であることを規定

発注者をサポートする仕組みの明確化

- 発注者は、基本理念にのっとり発注者の責務を遂行することが必要であるものの、一部には体制が脆弱な発注者も存在することから、これらの発注者をサポートするための諸規定を整備
- ・発注者は、発注関係事務を行うことができる者の能力の活用に努めなければならないこと等を規定
 - ・この場合、発注者は、発注関係事務を公正に行うことができる条件(発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること等)を備えた者を選定することを規定

公共工事における技術力の評価・活用



※個別工事に際しての技術審査: 建設業者の施工能力の確認を行う。

※技術力を審査・評価: 技術提案の実現性等を確認(審査)した上で、技術提案の点数付け(評価)を行う。

※技術提案: 一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。

技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事目的物の品質の向上に関する高度な提案を求める。

※総合評価: 技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

公布：平成17年7月31日法律第18号

<品確法の背景>



<品確法の目的> 公共工事の品質確保

1. 公共工事の品質確保に関する基本理念および発注者の責務の明確化

施策

公共工事の品質は、**価格及び品質が総合的に優れた内容の契約**がなされることにより確保されなければならないことを明記(第3条第2項)

2. 『価格のみ競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換

施策

- ・工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査(第11条)
- ・技術提案を求める入札(第12条)
- ・技術提案についての改善が可能(第13条)
- ・技術提案の審査の結果を踏まえた予定価格作成(第14条)

3. 発注者をサポートする仕組みの明確化

施策

外部支援の活用による発注者支援(第15条)

政府の策定する「基本方針」に基づき、各発注者は必要な措置を講ずる(第9条)

価格と品質で総合的に優れた調達

会計法 第29条の6第2項

価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる

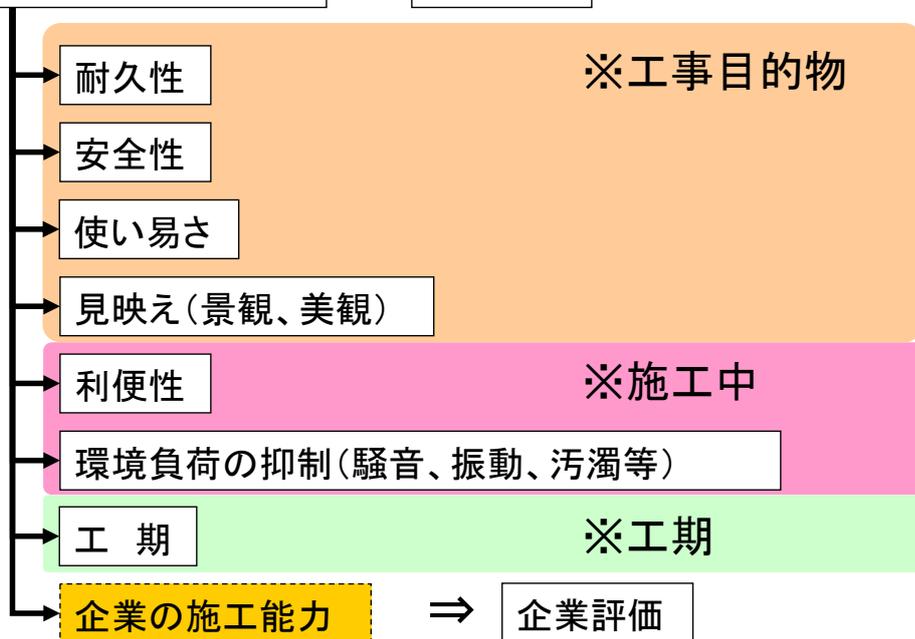
価格



その他の条件

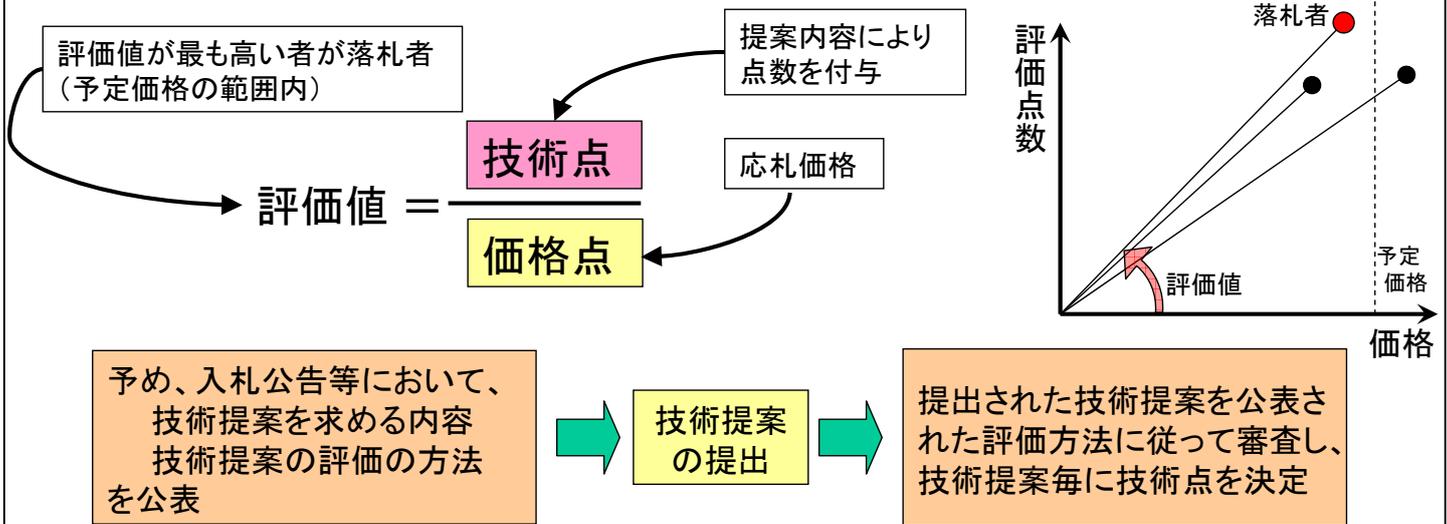
=

品質



総合評価方式の概要

工期、機能、安全性などの**価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定**する方式



【想定される総合評価の評価項目】

総合的なコストの削減につながる工事	維持管理費・更新費、補償費 など
工事目的物の性能・機能の向上が実現できる工事	初期性能の持続性の向上、耐久性・安定性の向上 など
社会的要請に対応した工事	環境の維持(騒音・振動・水質汚濁など)、交通の確保、安全対策、リサイクル など

職員の育成・外部支援の活用による発注者支援

(法 15条 発注関係事務を適切に実施できる者の活用)

- 発注者は、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であるときは、**他の地方公共団体その他の者の能力を活用するよう努力**。その際、知識・経験、法令順守・秘密保持等の条件を備えた者を選定。
- 国・都道府県は、**発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係業務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力等に努力**。

(基本方針 8 発注事務を適切に実施することができる者の活用)

(1) 国・都道府県による支援

- 各発注者による体制の整備、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用。
- 国及び都道府県の支援策
 - 発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成。
 - 発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力等。

(2) 国・都道府県以外の者の活用

- 当面、公共工事を発注する**地方公共団体等**に対して設計、積算、工事管理等の支援を行うことができる**公益法人等**を活用しつつ、民間企業等についても、技術的能力及び公正性を確保することで選定の対象となることができるよう必要な環境整備に努める。

公共工事の品質確保の促進に関する 法律の概要

法第1条

【目的】

公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保を促進。

公共工事の品質確保の促進に関する 法律の概要

法第3条

【基本理念】

公共工事の品質は、

- ① 社会資本を整備するという公共工事の社会経済上の重要な意義にかんがみ、現在・将来の国民のため、**国、地方公共団体、発注者、受注者がそれぞれの役割を果たすことにより**
- ② 建設工事の特性（目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質は受注者の技術的能力に負うところが大きいこと等）にかんがみ、**経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素な要素を考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、**
- ③ 工事の効率性、安全性、環境への配慮等が品質を確保する上で重要な意義を有することにかんがみ、**より適切な技術又は工夫により、**

確保されなければならない。

公共工事の品質確保の促進に関する 法律の概要

法第6条

【発注者の責務】

- ・発注者は、発注関係事務(仕様書・設計書の作成、予定価格の作成、入札・契約方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督・検査、工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価等)を適切に実施。
- ・発注者は、施工状況の評価等の資料が有効に活用されるよう保存。また、必要な職員の配置等に努力。

公共工事の品質確保の促進に関する 法律の概要

法第4・5・8・9・10条

【政府の取り組み】

- ・政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための**基本方針を策定**。関係省庁、地方公共団体等は、基本方針に基づき必要な措置を実施するよう努力。
- ・政府は、関係行政機関による協力体制の整備等を措置。

公共工事の品質確保の促進に関する 法律の概要

法第11・12・13・14条

「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換

【品質を確保するための発注手続】

- 発注者は、競争参加者の技術的能力(工事の経験、施工状況の評価、配置予定技術者の経験等)を審査。
- 発注者は、競争参加者から技術提案を求めるよう努力し(工事の内容からみて必要がない場合は除外)、これを適切に審査・評価。この際、公正性・透明性を確保するよう努力。
- 発注者は、技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることが可能。その過程の概要は公表。
- 発注者は、高度な技術等を含む技術提案を求めたときは、技術提案の審査後に予定価格を定めることが可能。この際、学識経験者の意見を聴取。

公共工事の品質確保の促進に関する 法律の概要

法第15条

発注者をサポートする仕組みの明確化

【発注者支援】

- 発注者は、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であるときは、他の地方公共団体その他の者の能力を活用するよう努力。この際、知識・経験、法令順守・秘密保持等の条件を備えた者を選定。
- 国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係業務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力等に努力。

品確法・基本方針の概要

- 品確法第8条第1項の規定に基づく、公共工事の発注者である国、特殊法人等及び地方公共団体が公共工事の品質確保の促進を図るため取り組むべき基本的な方針。
- 平成17年8月26日(金) 閣議決定

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

○発注者が主体的に責任を果たすことにより、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要。

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

○競争参加者から技術提案を求めるように努め、価格と技術提案の内容を総合的に評価。

品確法・基本方針の概要

2 技術的能力の審査の実施に関する事項

(1) 有資格業者名簿作成に際しての資格審査

- ・経営状況や施工能力に関する事項だけでなく、工事实績や工事成績評価結果等を活用。
- ・防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目を審査項目とすることも考えられる。

(2) 個別工事に際しての技術審査

- ・建設業者及び配置予定技術者の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査に加え、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行い、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定。

品確法・基本方針の概要

3 技術提案の審査・評価の実施に関する事項

(1) 技術提案の求め方

○技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱う。

〔 施工計画: 工程管理、施工上配慮すべき事項、品質管理方法など 〕

○発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、下記の評価項目を設定。

〔 施工上の提案: 安全対策、交通や環境への影響、工期の縮減 等
工事目的物の性能: 強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト 等 〕

品確法・基本方針の概要

(2) 技術提案の適切な審査・評価

○一般的な工事において求める技術提案の審査は、施工計画や品質管理に関して行う。

〔 施工計画: 施工手順・工期の設定等の妥当性、地形・地質等の地域特性への配慮を踏まえた提案の適切性等 〕

品質管理: 品質確認頻度、方法 等

〔 競争参加者の工事の実績・成績、配置予定技術者の経験 等 〕

○これらの評価に加え、施工上の提案や高度な技術提案を求める場合は、提案の実現性や安全性等について審査・評価。

(3) 技術提案の改善

○技術提案の改善を求め、又は提案する機会を与えることができる。

○透明性の確保のため、概要を速やかに公表。

品確法・基本方針の概要

(4) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

- 最も優れた提案が採用できるよう予定価格を作成することができる。
- 中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取。

4 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

- 国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法、落札者決定についても意見を聴取。
- 地方公共団体においては、総合評価方式の実施、落札者決定、又は落札者決定基準を定めるときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴取。
- この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面での工夫も可能。なお、学識経験者には意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

品確法・基本方針の概要

5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

- 評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、工事成績評定項目の標準化。
- 監督については、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があるとして認められる場合には、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備。

6 発注関係事務の環境整備に関する事項

- 各省各庁は、技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事成績評定等の円滑な実施のための資料を作成。
- これらの資料を踏まえ、各発注者は各々の取り組みに関する基準や要領の整備に努める(整備が困難な場合、国及び都道府県が支援)。

7 調査及び設計の品質確保に関する事項

- 測量・地質調査及び建設コンサルタント業務の成果が、公共工事の品質に大きく影響。
- 競争参加者の技術的能力を審査し、技術提案を求める。この場合、技術者の経験等を適切に審査・評価。

品確法・基本方針の概要

8 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

(1) 国・都道府県による支援

- 各発注者による体制の整備、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用。
- 国及び都道府県の支援策
 - ・発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成。
 - ・発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力等。

(2) 国・都道府県以外の者の活用

- 当面、公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行うことができる公益法人等を活用しつつ、民間企業等についても、技術的能力及び公正性を確保することで選定の対象となることができるよう必要な環境整備に努める。

9 施策の進め方

- 各発注者の体制等にかんがみ、段階的かつ計画的に推進していくことが必要。
- 政府は、基本的な施策の実施状況について調査を行い、その結果を公表。
- 各発注者間の協力体制の強化。